

令和4年度住民税課税世帯でも、予期せず
家計が急変したことで収入が減少した世帯は
価格高騰緊急支援給付金を受給できる場合があります

受給には申請が必要です

- 家計急変世帯とは、令和4年度住民税課税世帯においても、予期せず家計が急変したことで「**住民税非課税相当**」の収入まで減少した世帯です。
- 給付金を受け取るには **申請が必要** です。
なお、令和4年度住民税非課税世帯には市で対象者の確認を行い、12月上旬に確認書が届く予定です。

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

給付金の支給時期

長岡市が申請書を受理した日から
3週間後が目安です。

申請期間と給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには、**申請が必要** です。
申請期間：令和4年11月7日（月）～令和5年2月28日（火）※必着
- 市HP掲載の申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市役所福祉窓口※または各支所地域振興・市民生活課に**直接提出（平日のみ）するか、郵送してください。**
【郵送先：〒940-0062 長岡市大手通2-6 非課税世帯等臨時特別給付金室】

※ 申請書の配布や受け取りについては、市役所福祉窓口の受付時間に併せて対応しています。


お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 平日9:00～20:00

長岡市給付金専用コールセンター

 **0258-39-2347**

受付時間 平日8:30～17:15